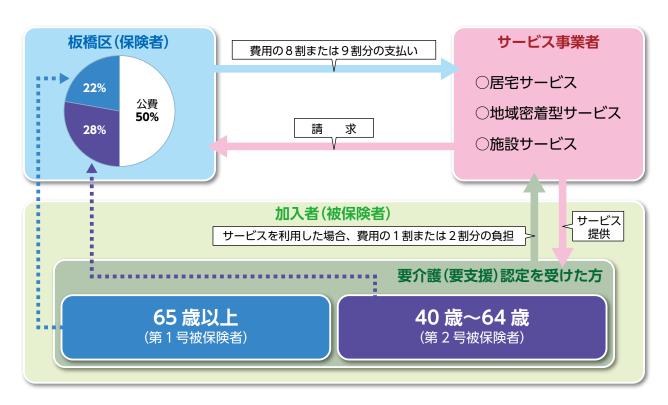
# 第6期



# 介護保険のしくみ

介護保険制度は、加齢に伴う病気などにより介護を必要とする状態になっても、尊厳を保持し、できる限り自立した日常生活を送れるよう、利用者の選択に基づいて、必要なサービスを総合的かつ一体的に提供する制度です。高齢者及び現役世代による社会全体によって支え合うしくみになっています。

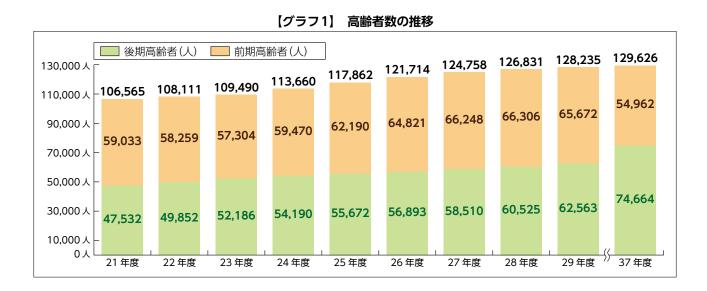


### ● 介護を必要とする高齢者の増加

平成21年度には、区内高齢者数は106,565人でしたが、平成26年度には121,714人と、14.2%増加しています。第6期事業計画期間(平成27年度~29年度)の推計では、高齢者はさらに増加するものと見込まれ、平成29年度には、約128,200人になるものと見込まれます。【グラフ1】

また、要介護(要支援)認定者数は、平成29年度には25,000人を超えるものと見込まれ、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度(2025年度)には、30,000人近くまで増加すると推計されます。【グラフ2】

介護保険事業費は、要介護(要支援)認定者数と共に増加し、平成29年度には400億円を超えるものと見込まれ、現状のまま推移すると平成37年度(2025年度)には516億円に達するものと推計されます。【グラフ2】



#### 【グラフ2】 要介護 (要支援) 認定者数と介護保険事業費の推移



# 第6期事業計画期間における取り組み事項

第6期事業計画では、認知症施策、医療との連携、高齢者の居住に係る施策との連携、多様な主体による生活支援サービスなど地域包括ケアシステムの基盤となる施策を中心に、次の7つの項目に取り組んでいきます。

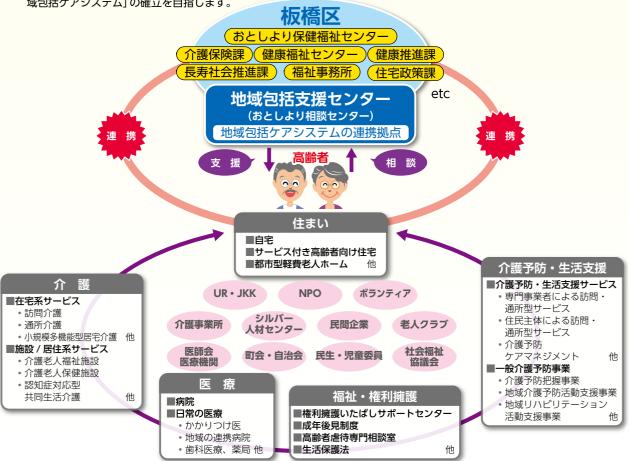
# ● 地域包括ケアシステムの確立に向けた具体的取り組み

項目	內 容	
地域包括支援センターの 拡充・機能強化 拡充	地域包括支援センター(おとしより相談センター)における適正配置の 推進や適正規模の確保により生活圏域ごとの地域包括ケアシステムの 確立を目指します。	
介護予防・日常生活支援に関する 新たな取り組み ~新しい総合事業~ 新規	国の制度改正に即し、住民主体の生活支援サービス等も含めた介護予防・日常生活支援に関する新たな取り組みを展開していきます。	
介護サービス基盤の適切な整備と 高齢者の安定居住の確保 拡充	介護を要する高齢者が住み慣れた地域で適切な介護サービスが受けられるよう介護サービス基盤の整備を進めます。また、高齢者の安定居住の確保についても取り組んでいきます。	
在宅医療・介護の連携拡充	医療と介護の両方を必要とする状態になっても住み慣れた地域で生活できるよう、在宅医療と介護の連携及び情報の共有化について推進していきます。	
認知症施策の推進拡充	認知症になっても住み慣れた地域で生活できるよう、早期発見・早期 対応施策や認知症ケアパスの構築を推進していきます。	
権利擁護の充実 継続	高齢者が、健康で自分らしく生活していくために、個人が尊重される 生活と自己実現ができる体制を整備していきます。	
介護保険事業の適正な運営 継続	給付適正化事業の推進やサービス事業者・利用者への支援を継続していくことで、介護保険事業の適正な運営を行います。	

#### ● 板橋区が目指す地域包括ケアシステム

# "地域のちからを協働の輪でつなぐ いたばし版地域包括ケアシステム"

地域の多様な担い手によるサービスを地域力としてとらえ、その地域の「ちから」を地域包括支援センターを連携拠点とし協働の輪でつないでいきます。そして、その輪を計画的な施策により年々強化していくことで、団塊の世代が75歳以上となり、介護が必要な高齢者が急速に増加することが見込まれる平成37年(2025年)までに「いたばし版地域包括ケアシステム」の確立を目指します。



#### ● 地域包括支援センターの拡充・機能強化

#### ○適正配置の推進

各地域センター担当区域内に地域包括支援センターを1か所以上配置し、日常生活圏域を現行の16圏域から19圏域へと見直しを行います。

第6期事業計画期間中においては、新たに熊野、清水の2地域において開設を進めます。また、地域の面積や 高齢者人□等を考慮し、既存のセンターを2か所移します。

### ● 介護予防・日常生活支援に関する新たな取り組み ~新しい総合事業~

#### ○ 新しい総合事業 (介護予防・生活支援サービス+一般介護予防事業) の展開

介護保険制度の改正に伴い、平成28年4月から、これまでの介護予防訪問介護・通所介護の専門事業者によるサービスに加え、地域のNPOやボランティアが担い手となり実施される住民主体の支援サービスを含めた多様なサービス事業(介護予防・生活支援サービス事業)を展開していきます。

また、これまで取り組んできた一次予防事業・二次予防事業を精査し、地域の実情に応じた効果的・効率的な新しい介護予防事業(一般介護予防事業)を展開していきます。

(※) 一次予防事業:介護や支援を必要としない元気高齢者向けの事業

二次予防事業:介護や支援が必要となる可能性が高い高齢者向けの事業

#### ○ 生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置

介護予防・生活支援サービスの提供体制を整備していくにあたり、地域におけるニーズとサービスのコーディネー ト機能を果たす人材となる「生活支援コーディネーター」を平成27年度から配置していきます。

また、介護予防・生活支援サービスの体制整備に向け、多様な団体や組織・グループの定期的な情報共有・連 携強化の場として、区が主体となって協議体を設置します。

#### ● 介護サービス基盤の適切な整備と高齢者の安定居住の確保

#### ○ 地域密着型サービスの整備

地域密着型サービスは、区が地域の実情に合わせ主体となって展開していくサービスです。地域バランスを考慮し、 未整備圏域を優先とした地域単位での適正な基盤整備を行っていきます。

#### ○ 施設サービスの整備

施設サービスは、常時介護が必要で自宅での生活が困難な高齢者のための施設入所型のサービスです。要介護 認定者数の増加により入所希望者数も増加することが見込まれるので、需要を精査し、緊急性や必要性のある入 所待機者の解消を目指し、適切な整備を進めていきます。

#### ○ 高齢者の安定居住の確保

高齢者の安定居住の確保について、今後、高齢者からの需要が一層高まることが予想される、都市型軽費老人ホー ム、サービス付き高齢者向け住宅及びシルバーピア(シルバーハウジング)について、都や関係部局との協議を踏まえ、 ニーズに合わせた適切な施策に取り組んでいきます。

(※)都市型軽費老人ホーム:身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことについて不安があり、家族による 援助を受けることが困難と認められる方が入所する施設

**サービス付き高齢者向け住宅**: バリアフリー構造を有し、ケアの専門家等が日中常駐するとともに、生活相談サービ ス、安否確認サービス、緊急時対応サービスを提供する住宅

シルバーピア: 緊急時の対応や安否確認等の生活支援を行うLSA (生活援助員) 等を配置したバリアフリー化された 公的賃貸住宅

#### ● 在宅医療・介護の連携

#### ○ 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続ける ことができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、板橋区医師会等と連携し、国が示す期 限である平成30年度までに次の8つの事業について順次実施していけるよう準備を進めていきます。

①地域の医療・介護の資源の把握

②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

③切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 ④医療・介護関係者の情報共有の支援

⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援

⑥医療・介護関係者の研修

⑦地域住民への普及啓発

⑧在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

### ● 認知症施策の推進

#### ○ 認知症高齢者支援体制の拡充

東京都認知症疾患医療センターや板橋区医師会、薬剤師会、訪問看護、ケアマネジャー、民生・児童委員、家 族会等の関係者による「板橋区認知症支援連絡会」を開催し、認知症高齢者を支える関係機関の連携強化、ネッ トワークづくりを促進します。

また、認知症の早期発見・早期診断のための施策として、東京都健康長寿医療センターとの連携によるアウト リーチ (直接出向く)等を推進し、取り組みの充実を図ります。

#### 認知症ケアパスの構築

認知症の状態(軽度~重度、急性期など)に応じて、認知症の方や家族の方が、どのような医療・介護サービ スを受ければよいかがわかるように、支援の流れ(ケアパス)を明確にします。また、標準的な認知症ケアパス を作成し、普及と活用をしていきます。

# 第6期事業計画期間における介護保険料

# 第6期介護保険料基準額 5,380円

### ● 第6期所得段階別保険料

段階	対象者	料率	年間保険料
1	<ul><li>・生活保護を受給の方</li><li>・老齢福祉年金受給の方で、世帯全員が住民税非課税の方</li><li>・世帯全員が住民税非課税の方で、本人の前年中の合計所得金額+課税対象年金収入額が80万円以下の方</li></ul>	0.5	32,200円★
2	・世帯全員が住民税非課税の方で、本人の前年中の合計所得金額+課税対象年金収入額が 80万円を超え、120万円以下の方	0.7	45,100円★
3	・世帯全員が住民税非課税の方で、本人の前年中の合計所得金額+課税対象年金収入額が 120万円を超える方(本人が住民税未申告の方を含む)	0.75	48,400円★
4	・本人は住民税非課税で、同世帯に住民税課税者がいる方で、本人の前年中の合計所得金額+課税対象年金収入額が80万円以下の方	0.9	58,100円
5	・本人は住民税非課税で、同世帯に住民税課税者がいる方で、本人の前年中の合計所得金額+課税対象年金収入額が80万円を超える方(本人が住民税未申告の方を含む)	1.0	64,500円
6	・ 本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が125万円未満の方	1.2	77,400円
7	・ 本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	80,700円
8	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.45	93,600円
9	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.7	109,700円
10	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が400万円以上550万円未満の方	1.8	116,200円
11	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が550万円以上700万円未満の方	1.95	125,800円
12	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	2.1	135,500円
13	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.5	161,400円
14	・ 本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が1,500万円以上の方	3.0	193,600円

<sup>※</sup> 第1~第5段階では、合計所得金額がマイナスの場合、同金額を0円と置き換えます。

# ★ 公費による低所得者の保険料軽減 (所得段階第1~第3段階)

低所得者については、消費税を財源とした公費により軽減措置を行います。この保険料軽減措置は、政令により定められるものです。政令施行後の所得段階第1~第3段階の料率及び年間保険料は下表に示すとおりになる予定です。

다마바	平成 27・28 年度		平成29年度	
段階	料率	年間保険料	料率	年間保険料
1	0.45	29,000円	0.3	19,300円
2	(0.7)	(45,100円)	0.45	29,000円
3	(0.75)	(48,400円)	0.7	45,100円

※ 第2段階及び第3段階については、平成29年度から実施予定

## 第6期 板橋区 介護保険事業計画のお知らせ

刊行物番号 **26 - 147** 

発行:板橋区健康生きがい部 介護保険課管理計画係

〒 173-8501 板橋二丁目66番1号 電話 (03) 3579-2357 FAX (03) 3579-3402 Eメール:ki-kaikan@city.itabashi.tokyo.jp